

令和7年第9回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年9月5日（金）
午前10時00分開会

午前10時51分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員（農業委員 13名）

2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴	4番 是佐 恵美子
5番 松井 祥壯	6番 梶原 安行	7番 山田 政則
8番 岩木 國明	9番 古川 憲吾	10番 吉田 雅子
11番 中谷 純子	12番 中田 安義	13番 岡 真由美
14番 岩本 博志		

（推進委員 10名）

推進委員 登 宏太郎	推進委員 中山 憲治	推進委員 岡村 昭男
推進委員 中田 進	推進委員 堀田 良昭	推進委員 三田 邦男
推進委員 清水 透	推進委員 松井 辰夫	推進委員 田丸 和也
推進委員 倉本 良夫		

4. 欠席委員（ 3名）

1番 河井 孝之	推進委員 小西 礼子	推進委員 安井 多佳子
----------	------------	-------------

5. 議事録署名委員

6番 梶原 安行	7番 山田 政則
----------	----------

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局

	次長	竹上 教東
	主事	前田 桂巳子
(佐伯支所)	次長	藤本 秀樹
(宮島支所)	主事	榎 浩子
(大野支所)	主任主事	泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用促進計画について
- (2) 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (5) 議案第42号 非農地証明交付申請について
- (6) 議案第43号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
- (7) 議案第44号 廿日市市の農業・農村施策に対する意見書（案）について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	<p>初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。</p>
岩本会長	<p>ただいまから、令和 7 年第 9 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>本日の議事でございますが、農用地利用促進計画が 2 件、農地法第 3 条、4 条、5 条の許可申請が 8 件、非農地証明 5 件、非農地通知が 4 件でございます。報告が、農地法 4 条、5 条、12 件でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、6 番の梶原議員さん、7 番の山田委員さんのご両名にお願いをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。これから座って進行させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議案第 38 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 38 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について説明させていただきます。</p> <p>議案書は、3 ページになります。</p> <p>番号 75 番、農地の所在は、玖島字南川上、登記地目は田で、面積は、1 筆の 2,590 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和 17 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>次に、番号 76 番、農地の所在は玖島字中平谷、登記地目は田及び畑で、面積は、4 筆の 4,858 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和 17 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件はいずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の各要件を満たしていると考えます。</p>

	<p>以上で、議案第38号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、75番、76番について、梶原委員さんお願ひいたします。</p>
6番委員	<p>6番の梶原です。75番、76番についてご報告いたします。8月18日に、岩木委員、堀田委員、事務局とで現地確認を行いました。75番の南川上の件ですが、これは継続ですので、何ら問題はないと思います。76番の中平谷ですが、○○さんと○○さんというのは兄弟で、○○さんが兄さんです。親からの相続で全てを分割して相続されていたわけですが、○○さんの体調が優れないということで弟の○○さんが耕作されるということです。○○さんは○○にお住まいですので、通作で農業をされておられまして、○○という田んぼは、これは保全管理できれいに現地確認の時には管理されておりました。あと3筆につきましては、既に田んぼもうっすらと色がついて、すぐにもう刈り取れるかというような状態でして何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、この2件につきましてご意見ご質問等があれば、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>すみません。事務局から1点補足させてください。75番の借受者が清水委員さんなのですが、今回、借受人で退席をしておりません。が、推進委員さんということで、総会の議決権はありませんし、発言もできません。この件に関しては発言はできないのですが、傍聴と同じような形で、退席なしということさせていただいております。どうぞご了承ください。</p>
議長	<p>はい、ということでございます。ご意見ございませんか。</p>
	<p>『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第38号について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。</p>
	<p>『委員より異議等なし』</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第38号について、異議なしとして回答することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第39号、農地法第3条の規定による許可</p>

	申請について議案とします。説明をお願いします。
事務局	<p>議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は5ページ、6ページになります。</p> <p>番号191番、農地の所在は、原字下ヶ原、登記地目は田で、1筆の180平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は、遠方による耕作困難。譲受人は、経営規模拡大のために、有償の所有権移転です。</p> <p>番号202番と203番は、関連案件となります。農地の所在は、宮内字石原、登記地目は田で、合計2筆の1,295平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は耕作意欲の低下により耕作困難のため、譲受人は譲渡人の耕作を手伝つており、改めて買受をするためで、有償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号206番、農地の所在は、吉和字花原貝野平、登記地目は田で、1筆の1,975平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は後継者不足により耕作困難のため、譲受人は経営規模拡大のために、無償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号214番、農地の所在は、玖島字壱町田景浦及び檜原、登記地目は田で、5筆の4,424平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は会社で購入する住宅に隣接し、新たに耕作をするためで、有償の所有権移転です。</p> <p>本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。191番について、岡村委員さんお願ひいたします。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。191番について説明いたします。8月20日、中谷委員と私、事務局2名とで、現地へ行ってまいりました。場所は、速谷神社から北へ約1キロ、ちょうど原地区と平良地区の境目あたりになります。現地を確認したところ、当日はまだ耕作はされていませんでしたが、今からきれいにしていただけるのだろうと思っております。川側に土地もありまして、これから耕作されると農地が少しでも活発になるのではないかなどというところです。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、202番、203番に

	について、中山委員お願いいいたします。
中山推進委員	推進委員の中山です。8月19日、岩本会長、事務局2名と現地に行きました。現地は県道30号線を佐伯に向かっていったところの高速道路の下のほうになります。現地は、上の〇〇は樹園地としてきれいにされておりました。草刈り等も、下草もきれいに刈られておりました。2つ目の枝番2は、カボチャのほか野菜をしっかり管理されて植えておられましたので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	はい、ありがとうございました。続きまして、206番について、中田委員さんお願いいいたします。
12番委員	12番の中田です。番号206番について説明いたします。8月20日に、岡職務代理者、倉本推進委員、事務局とで、現地確認を行いました。現地は、吉和学園の近くにあり、譲受人の〇〇さんが、これまでずっと借りて耕作をされておりました。今回、無償で移転されるということですが、特に問題はございません。審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、214番について、岩木委員さんお願いいいたします。
8番委員	はい、8番の岩木です。番号214番の3条申請について報告いたします。現地は、玖島檜原信号機より東に行き、玖島小学校から約300メートルほど南に行ったところでございます。場所は、壱町田のほ場整備した1まちです。そして、檜原地区は、玖島小学校から約30メートルぐらい西に行ったところにあるのですが、先ほど事務局からもありましたように、家屋を売却されるということで、家屋周辺の農地が4まちほどございます。それを、8月18日の現地確認をいたしました事務局職員1名の方と堀田推進委員と私とで確認をいたしました。譲渡人の渡さんが所有していた農地を、譲受人の〇〇さんに移転される農地です。一昨年までは耕作されていたのですが、今現在は遊休農地として草がちょっと繁茂している状況です。近々に、モアード草刈りをされるようです。〇〇さんは、先ほど説明がありましたように会社経営をされており、従業員の方とともに水稻栽培をされる予定でございます。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、この5件につきまして質問等があれば、お願いをいたします。 ございませんか。

『委員より質疑等なし』

議長

意見がないようですので、お諮りします。議案第39号について許可することに異議はございませんか。

『委員より異議等なし』

議長

異議なしと認め、議案第39号について許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第40号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。

事務局

議案第40号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。議案書は、7ページになります。

番号207番、農地の所在は、原字橋本、登記地目は田で、面積は、2筆の55.91平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。207番について、岡村委員さんお願ひいたします。

岡村推進委員

原地区推進委員の岡村です。207番について説明いたします。8月20日、中谷委員さんと事務局2名、私とで、現地確認をしてまいりました。場所は、原市民センターから東へ約500メートル行ったところにありました。この申請人の○○さんのおじいさんが建てられた家だったそうで、その関連で顛末書も出ておりますが、周囲には建物ばかりで、農地には全く周囲の影響はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、この件につきましてご意見、ご質問等があればお願ひいたします。
ございませんか。

『委員より質疑等なし』

議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第40号について許可することに異議はございませんか。</p> <p>『委員より異議なし』</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第40号について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は、8ページになります。</p> <p>番号190番、農地の所在は、原字下ヶ原、登記地目は田で、面積は、2筆の422平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請です。</p> <p>次に、番号201番、農地の所在は、大野字十郎原、登記地目は田で、面積は、1筆の683平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場及び資材置場として利用するための申請ですが、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。190番について、岡村委員さんお願ひいたします。</p>
岡村推進委員	<p>原地区推進委員の岡村です。190番について説明させていただきます。8月20日に現地確認へ行ってまいりました。場所は、速谷神社から北へ1キロメートルのあたりです。この土地は、河川のそばにある土地でありますて、橋と道路が周囲にありますて、1か所だけ畑がありましたけれども、そちらには影響がないと判断しましたので、影響はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、201番について、山田委員さんお願ひいたします。</p>
7番委員	<p>7番の山田です。201番についてご説明いたします。8月19日に、中田推進委員、それから事務局とで、現地を確認い</p>

	たしました。この土地は休耕地でシダに覆われた土地であったんですが、道路を挟んだ向かい側に、この譲受会社の〇〇がありまして、そとと一緒に資材置場、それから駐車場として使用するというものでございます。転用によって別に周辺に支障を与える心配はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、この2点につきましてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。
	『《委員より質疑等なし》』
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第41号について、許可することに異議はございませんか。
	『《委員より異議等なし》』
議長	異議なしと認め、議案第41号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第42号、非農地証明交付申請について議案とします。説明をお願いします。
事務局	議案第42号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は9ページ、10ページになります。また、追加資料として、現地確認写真の「議案第42号 資料」も併せてご覧ください。 番号189番、農地の所在は、原字下ヶ原、登記地目は田で、面積は、1筆の1, 328平方メートルの申請です。 次に、番号199番、農地の所在は、吉和字石原宮垣内及び石原高登、登記地目は田及び畠で、面積は、6筆の1, 296. 68平方メートルの申請です。 次に、番号205番、農地の所在は、地御前字神賀、登記地目は畠で、面積は、2筆の730平方メートルの申請です。 次に、番号208番、農地の所在は、地御前字神賀、登記地目は畠で、面積は、3筆の425. 3平方メートルの申請です。 次に、番号213番、農地の所在は、玖島字壱町田景浦、登記地目は畠で、面積は、1筆の224平方メートルの申請です。 本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は

	可能と考えます。 以上で、議案第42号、非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。189番について、岡村委員さんお願ひいたします。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。189番について説明いたします。8月20日、中谷委員、事務局2名、私とで、現地確認をしてまいりました。場所は、速谷神社から約北へ1キロメートル行ったところにあります。場所は、手前が川になっているのですが、その奥側が、もう山林と化しており、もうとてもじやないですが農地になるような状況ではありませんでしたので、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、199番について、中田委員さんお願ひいたします。
12番委員	12番の中田です。番号199番について説明いたします。8月20日に、岡職務代理者、倉本推進委員、事務局とで、現地確認を行いました。現地は3か所に点在しているわけですが、3か所とも何年も放置され、もう既に山林化しており、農地に戻すことは不可能と思われます。 以上です。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、205番、208番について、中山委員さんお願ひいたします。
中山推進委員	推進委員の中山です。8月19日、岩本会長、事務局2名と現地に行きました。先月出たものと関連した、続いた土地になります。場所は、○○の下側で、市街化調整区域が少しだけかぶった、○○の裏のほうになります。現地は、写真にあるように山林化しており、208番については、手前の農地部分ではなくて奥側の○○と書いてある上3分の1ぐらいのとこの山林になります。写真のとおり、もう山林化しておりますので、現状から農地に復旧するのは難しいと判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、213番について、岩木委員さんお願ひいたします。
8番委員	8番の岩木です。番号213番の非農地申請について報告いたします。現地は、先ほど言いましたように、檜原信号機より東に行ったところで、玖島小学校から約300メートル南に行

	<p>ったとこです。小高い幸山神社があるのですが、その麓です。小高い木立の中に位置する場所です。写真を見ていただいたら大体分かるかとは思いますが、8月18日に事務局員の方と堀田推進委員、私とで、現地確認をいたしました。今、写真のところですが、その場所は、元旧家屋があり、そこで畑作をしておられた現状でございます。もう今は、スギ、ヒノキが五、六十年程度経ちもう成長して、今現在、農用地として耕作困難と認められますので、非農地として何ら問題ないと私は思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、この5件につきましてご意見、ご質問等があればお願ひいたします。 ございませんか。</p>
	<p>『《委員より質疑等なし》』</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第42号について、証明することに異議はございませんか。</p>
	<p>『《委員より異議等なし》』</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第42号について証明することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第43号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について議案とします。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第43号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は11から13ページになります。また、追加資料として、利用状況調査票の「議案第43号 資料①」も併せてご覧ください。</p> <p>番号4番、農地の所在は、浅原字甘泉野、登記地目は田で、面積は、2筆の753平方メートルの申請です。</p> <p>次に、番号5番、農地の所在は、中道字三島原、登記地目は田、畑及び宅地で、面積は、18筆の7,587平方メートルの申請です。</p> <p>次に、番号7番、農地の所在は、中道字三島原、登記地目は畑で、面積は、3筆の1,166平方メートルの申請です。</p> <p>次に、番号8番、農地の所在は、中道字張山、登記地目は田及び畑で、面積は、7筆の5,081平方メートルの申請です。</p> <p>本件はいずれも、該当する土地所有者等の確認を行い現地調査を行ったところ、現地は自然かい廃した土地で森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する</p>

各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考えます。

以上で、議案第43号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。4番について、古川委員さんお願ひいたします。

9番委員

9番の古川です。現地ですけども、調査票が出てますので、そこの1ページ目です。農地パトロールのときに、これは毎年問題になっている農地になりますけれども、場所につきましては、旧浅原の小学校の向かい側になります。小瀬川の護岸、岸ですね。写真がちょっと遠くになりますが、写真を見ていただきますと太陽光のパネルがあります。その先になります。ずっと遠くに、これはスギだと思いますが、スギの木の高いのがいっぱいあります。これは、お宮がそこにありますので、お宮の木がそこに映っています。手前のほうの木が繁茂してますけども、この間に小瀬川が流れている状況です。写真で言いますと、右側のほうが小瀬川の上流になります。この辺りを夏に水遊びができるように整備を若干しております。ここに、実は、護岸ですので、災害に遭ったときに、一応、ここの護岸の工事もしてもらったのですけども、川に降りれる道をつけまして、そこで水遊びができる砂場があるという状況になっています。ここも合わせてですね、キャンプ場みたいな感じで広場にできないかということで地元でも考えましたけ。農地に大きな木がありますので、農地としての復元というのは、これは不可能と思います。農地パトロールのときにもそのような判断をいたしてまして、再生は、もうこれは困難だというところにさせていただいております。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。続きまして、5番、7番、8番について、神鳥委員さんお願ひいたします。

3番委員

3番の神鳥です。7月25日、田丸推進委員、事務局2名、計4名で、現地を確認いたしました。地図は、国道186号線道の駅「スパ羅漢」吉和方面に2、300メートル進み左折し、佐伯錦線を約3キロ進み、山口県境約1キロ手前の地点になります。そこは、津和野街道と並行した土地になります。非農地状況調査票によると、その土地は、まず再生困難。それから、荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているような写真がここにあると思います。○○さんは遠方に在住され、また、体調不良のため耕作困難で原野化が進み、再生困難と認められます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、この4件について
まして、ご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。
ございませんか。

『委員より質疑等なし』

議長

意見がないようですので、お諮りします。
議案第43号について、非農地である旨を通知することに異議はございませんか。

『委員より異議等なし』

議長

異議なしと認め、議案第43号について非農地である旨を通知することにいたします。

続きまして、議案第44号、廿日市市の農業・農村施策に対する意見書（案）について議案とします。お願ひします。

事務局

議案第44号、廿日市市の農業・農村施策に対する意見書（案）について説明させていただきます。

議案書は14ページですが、事前に資料としてお配りしております「意見書（案）」をご覧ください。

今回、7月末までに委員の皆様からいただいた意見を下に事務局で案を作成したものでございます。内容について、項目順に説明をさせていただきます。

まず、1ページ目につきましては、意見の前段ということで、本市の抱える農業の状況であるとか本市が取り組んできました地域計画について等々が触れられております。このたび、農業委員等が日頃の活動を通じて得た農業者の意見などを集約して、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、農地の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施設の改善等についてということで意見書を提出するものでございます。

続いて、2ページでございます。

まず、1番目として「水稻生産者への新たな支援について」ということでございます。昨今、米の価格高騰となっておりますが、その背景として、天候不順であるとか肥料、燃料の高騰による生産コストの増加であるとか需給バランスが崩れているような状況が考えられると。さらに、国の施策として、今まで、いわゆる生産調整が、米の生産調整が行われたということがこの問題に大きくかかっているのではないかと。この政策が廃止された後もなかなか米の生産量が増えないということで、農業者の人口減少にもはどめがかかってないというような状況の中で、この水稻生産者への新たな支援として、2点求めるというものでございます。

1点目としては、農家の経営の下支えとしての、作付面積に応じた市独自の農業者戸別所得補償制度を創設する。

2番目として、全国的な病虫害の対策として、薬剤配付、散布による防除が必要ですが、その経済的負担を軽減するための農薬価格高騰への補助金を創設すること。

2番目の「担い手の育成について」ですが、なかなか農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が確保できていないと。持続可能な農業を支えるためには担い手の確保が喫緊の課題であるという中で、地域の新たな担い手の育成、確保のために、3点求めるものです。

1点目として、新規就農者が安定的に農業経営ができるような各種支援制度を充実させるということ。

2点目として、生産意欲のある農業者に対しては、経営規模いかんにかかわらず、経営が安定するための資金制度など、そういうものを市独自で構築すること。

3番目として、農業人材の呼び込みを積極的に行うこと。

3番目の「耕作放棄地対策について」。3ページになります。本市においては、中山間を中心に耕作放棄地が増加している。この解消は喫緊の課題であるというために、1点求めるものです。

特に高齢化が進んでおり、地区全体の荒廃化の懸念の高い四和地区において、新たな作物の敵地調査であるとか、意欲ある耕作者の募集、市やJAなどの栽培支援、そういうことによって四和地区が産地の中心となるような取組を進めること。

4点目の「有害鳥獣対策について」です。やはり、特に高齢者により遊休農地が進んでおり、そこに有害鳥獣の住みかとなっていると。そういうことで農地への影響もさらに危惧されるところです。その有害鳥獣の被害軽減のためには、捕獲班が頑張っておられる中で、その捕獲班がより活動しやすい体制整備のために、3点求めるものです。

1点目として、有害鳥獣捕獲班に対して報償費の充実を図ること。

2点目、捕獲報奨金の増額を行うこと。

3点目、新規に捕獲班に加入した人に対する支援の充実に努めること。

続いて、4ページ目です。

5番の「個人による農作業受託者の支援について」ということです。農業者だけじゃなく、農業法人や個人などの農作業受託者も高齢化が進んでおり、今まで地域の農業を支えていただいた方が高齢化が進んでいる中で、請負面積も減少し、それによって耕作放棄地も増加する一因となっております。その農作業受託者も地域農業の担い手の一員であるということで、次の4点を求めるものです。

1点目として、農業機械の購入費用であるとかメンテナンス費用の各種補助事業を創設すること。

	<p>2点目、農業機械導入に当たって資金の借入れやリース等の仕組みを構築すること。</p> <p>3点目で、燃料費等の価格高騰による作業料金の増額を負担できるような補助金の創設を行うこと。</p> <p>4点目、各地域の定年帰農者など、そういった方を新たな担い手、農作業受託者にできるような体制を構築すること。</p> <p>最後6点目、「農道、農業用水路の維持管理について」ということで。これまで、農道や農業用水路については、地域住民により維持管理をされておられましたが、高齢化により、地域住民だけでの維持管理は困難であると。さらに、農道や農業用水路も老朽化をしており、維持管理が困難になる懸念が高いということから、次の2点を求めるものです。</p> <p>1番目として、農道、農業用水路の維持管理のための技術的、人的支援を行うこと。</p> <p>2点目として、改修が必要な箇所については、計画的な改善を行い、同じ箇所を何度も改修するようなことがないよう努めること。</p> <p>ということの、大きく項目だけの6点で整理をさせていただけております。なお、今回の案につきましては、内容全般についてご承認いただいた後、語句等一部修正を、言葉の修正等があればそれをさせていただいて、10月または11月の総会において、昨年と同じように、市長及び議長に意見書を渡したいというふうに考えております。</p> <p>以上で、議案第44号、廿日市市の農業・農村施策に対する意見書（案）について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、この意見書に対してご意見、ご質問等があればお願ひいたします。</p> <p>ございませんか。よろしいですか。</p>
	《委員より質疑等なし》
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第44号について、承認することに異議はございませんか。</p>
	《委員より異議等なし》
議長	<p>異議なしと認め、議案第44号について承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。お願ひいたします。</p>
事務局	報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出に

	<p>について、報告させていただきます。議案書は 15、16 ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年7月11日から8月8日までの間に受理した4件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>番号161番、185番については、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>番号192番については、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>はい、それでは、この4件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号を終わります。</p> <p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告します。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。議案書は 17 ページから 19 ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年7月11日から8月8日までの間に受理した8件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号183番については、過去に転用届が提出されています。</p> <p>番号184番、200番については、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>はい、それでは、この8件につきまして質疑等があれば、お願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">『委員より質疑等なし』</p>

議長

質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
それでは、全般について何か質疑があれば、お願いをいたします。
ございませんか。

『委員より質疑等なし』

議長

特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。
委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

次回の令和7年第10回農業委員会総会は、10月7日（火曜日）、午前10時から、ここ市役所7階会議室で行います。
大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（閉会 午前10時51分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月7日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（6番委員）

廿日市市農業委員会委員（7番委員）